

改正案	現行
<p>（<u>景観行政団体である市町村の特例等</u>）</p> <p>第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、<u>景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第<u>号</u>）</u>第七条第一項に規定する認定市町村である市町村（<u>い</u>ずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。</p>	<p>（<u>景観行政団体である市町村の特例</u>）</p> <p>第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、<u>景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）</u>が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇二十六 略</p> <p>二七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。</p> <p>二八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。</p> <p>二九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。</p> <p>三十 略</p> <p>三一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。</p> <p>三二〇三三五 略</p> <p>(市町村の条例に基づく制限)</p> <p>第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇二十六 略</p> <p>二七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。</p> <p>二八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。</p> <p>二九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画をいう。</p> <p>三十 略</p> <p>三一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる集落地区計画をいう。</p> <p>三二〇三三三 略</p> <p>(市町村の条例に基づく制限)</p> <p>第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定</p>

建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2 前項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の区域にあつては適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、集落地区計画の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3～5 略

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第六十八条の三 略

2～8 略

9 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物に対する第四十条第一項から第十二項まで（これらの規定を第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については

建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2 前項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域にあつては適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、集落地区計画の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3～5 略

（再開発等促進区等内の制限の緩和等）

第六十八条の三 略

2～8 略

、第四十八条第一項から第十項まで及び第十二項中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」と、同条第十一項中「工業の利便上又は公益上必要」とあるのは「工業の利便上若しくは公益上必要と認め、又は歴史的風致維持向上地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致（地域歴史的風致法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る上でやむを得ない」とする。

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除き、防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画等の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設

号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ・ロ 略

二 略

（住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域内にあるその全部又は一部を住宅の用途に供する建築物については、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同条（第八項を除く。）の規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するとき

の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ・ロ 略

二 略

（住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。以下この条において同じ。）の区域内にあるその全部又は一部を住宅の用途に供する建築物については、当該地区計画等において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同条（第八項を除く。）の規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含

は、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域であること。

イ〜ニ 略

二・三 略

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)の区域であること。

イ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五、地域歴史的風致法第三十二条又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。)における工作物の設置の制

む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)の区域であること。

イ〜ニ 略

二・三 略

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、当該地区計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十二条第二項の規定は、適用しない。

一 次に掲げる事項が定められている地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)の区域であること。

イ 都市計画法第十二条の十、密集市街地整備法第三十二条の五又は沿道整備法第九条の六の規定による壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下この条において同じ。)における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度

限及び建築物の高さの最高限度

ロ・ハ 略

二 略

2 略

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地
区計画を除く。)の区域内の建築物については、第一号イに掲げる
地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火
上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第
一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第
一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の
八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三
項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する
建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)が定められてい
る区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること

イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空
地である地区施設等(第六十八条の四第一号ロに規定する施設
、地域歴史的風致法第三十一条第二項第四号に規定する地区施

設又は地区防災施設をいう。以下同じ。)

ロ 略

ロ・ハ 略

二 略

2 略

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地
区計画を除く。)の区域内の建築物については、第一号イに掲げる
地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火
上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第
一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第
一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の
八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三
項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する
建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等(集落地区整備計画を除く。)が定められてい
る区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること

イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空
地である地区施設等(第六十八条の四第一号ロに規定する施設
又は地区防災施設をいう。以下同じ。)

ロ 略

二略

(道路の位置の指定に関する特例)

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域(次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。)における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一・二略

三| 歴史的風致維持向上地区計画 | 歴史的風致維持向上地区整備計画

四・五略

(工作物への準用)

第八十八条 略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項及び第五項から第十二項までを除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項から第八項

二略

(道路の位置の指定に関する特例)

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域(次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。)における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一・二略

三| 四略

(工作物への準用)

第八十八条 略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項及び第五項から第十二項までを除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二(第三項から第八項

までを除く。)、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三
まで、第十一条、第十二条第五項(第四号を除く。)、及び第六項か
ら第八項まで、第十三条、第十八条(第四項から第十一項まで及び
第十七項から第二十一項までを除く。)、第四十八条から第五十一
条まで、第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、
第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項(第
四十八条第一項から第十二項まで及び第五十一条に係る部分に限
る。)、第八十七条第二項(第四十八条第一項から第十二項まで、第
四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八
条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第八十七条第三項
(第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一
条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。)、前条、次条
、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用
する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の
合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地
、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるもの
とする。

3・4 略

までを除く。)、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三
まで、第十一条、第十二条第五項(第四号を除く。)、及び第六項か
ら第八項まで、第十三条、第十八条(第四項から第十一項まで及び
第十七項から第二十一項までを除く。)、第四十八条から第五十一
条まで、第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、
第六十八条の三第六項から第八項まで、第八十六条の七第一項(第
四十八条第一項から第十二項まで及び第五十一条に係る部分に限
る。)、第八十七条第二項(第四十八条第一項から第十二項まで、第
四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八
条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。)、第八十七条第三項
(第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一
条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。)、前条、次条
、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用
する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の
合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地
、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるもの
とする。

3・4 略

改正案	現行
<p>（都市緑地法の特例）</p> <p>第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「<u>都道府県知事に協議しなければ</u>」とあるのは、「<u>同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ</u>」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた者は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（都市緑地法の特例）</p> <p>第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「<u>協議しなければ</u>」とあるのは、「<u>その旨を通知しなければ</u>」とする。</p> <p>2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた<u>都道府県知事は</u>、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十四条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>一 六 略</p> <p>七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者により買取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>八 十一 略</p> <p>十一の二 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 一 号）第三十四条第一項</p>	<p>（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十四条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>一 六 略</p> <p>七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者により買取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>八 十一 略</p>

に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十二〜二十五 略

3・4 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特
別控除）

第六十五条の四 略

一〜六 略

七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十

十二〜二十五 略

3・4 略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特
別控除）

第六十五条の四 略

一〜六 略

七 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十

二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八〇十一 略

十一の二 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十二〇二十五 略

二〇五 略

二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八〇十一 略

十二〇二十五 略

二〇五 略

改正案	現行
<p>（地区計画等）</p> <p>第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画で必要なものを定めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号）第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画</p> <p>四・五 略</p> <p>2 略</p> <p>（防災街区整備地区計画等について都市計画に定めるべき事項）</p> <p>第十二条の十三 防災街区整備地区計画、<u>歴史的風致維持向上地区計画</u>、沿道地区計画及び集落地区計画について都市計画に定めるべき事項は、第十二条の四第二項に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>（都市計画基準）</p> <p>第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、</p>	<p>（地区計画等）</p> <p>第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画で必要なものを定めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三・四 略</p> <p>2 略</p> <p>（防災街区整備地区計画等について都市計画に定めるべき事項）</p> <p>第十二条の十三 防災街区整備地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画について都市計画に定めるべき事項は、第十二条の四第二項に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>（都市計画基準）</p> <p>第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、</p>

首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

一〇十五 略

十六 歴史的風致維持向上地区計画は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健全な利用が図られるように定めること。

十七〇十九 略

2・3 略

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に

首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

一〇十五 略

十六〇十八 略

2・3 略

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に

掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に
関し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める
。

5・6 略

(都市計画の図書)

第十四条 略

2 計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一〇十一 略

十二 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第三項第三号に規定する土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（同条第二項第四号の規定による歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。）が定められているときは、歴史的風致維持向上地区計画の区域及び当該定められた土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域）

十三・十四 略

掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に
関し必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 略

(都市計画の図書)

第十四条 略

2 計画図及び計画書における区域区分の表示又は次に掲げる区域の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域区分により区分される市街化区域若しくは市街化調整区域のいずれの区域に含まれるか又は次に掲げる区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

一〇十一 略

十二・十三 略

3
略

(都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政
府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき
、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が
達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があると
きは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2
略

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において
、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項
の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）
に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に
基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をし
なければならない。

一 四 略

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイ
からホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホま
でに定める事項が定められているものに限る。）が定められてい

3
略

(都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十八号に規定する政
府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなつたとき
、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が
達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があると
きは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2
略

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において
、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項
の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）
に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に
基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をし
なければならない。

一 四 略

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイ
からニまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからニま
でに定める事項が定められているものに限る。）が定められてい

2 5 8 略	六 14 略 二・ホ 略	計画	ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備	イ・ロ 略	るときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。
2 5 8 略	六 14 略 ハ・ニ 略			イ・ロ 略	るときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

改正案	現行
<p>（地区計画等緑地保全条例）</p> <p>第二十条 市町村は、地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）若しくは集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。次項において同じ。）で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第三十九条第一項において同じ。）において、現に存する樹</p>	<p>（地区計画等緑地保全条例）</p> <p>第二十条 市町村は、地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。））、防災街区整備地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地、草地等（緑地であるものに限る。次項において同じ。）で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。</p>

林地、草地その他の緑地で歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。第三項において同じ。）の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するために必要なものの保全に関する事項が定められている区域（同項において「歴史的風致維持向上地区整備計画区域」という。）に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 略

3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保（第一項（歴史的風致維持向上地区整備計画区域に係る部分に限る。）の規定に基づく条例による制限にあつては、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な居住環境の確保）及び都市における緑地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4 略

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内

2 略

3 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保及び都市における緑地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4 略

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率

容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2・3 略

の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2・3 略

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 略</p> <p>十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第二</u>条第三十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 略</p> <p>十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）<u>第二</u>条第三十三号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。</p>

改正案	現行
<p>（建築行為等の制限等） 第七条 略 2 略 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。 い。 一・二 略 三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域 四〇六 略 四〇七 略</p>	<p>（建築行為等の制限等） 第七条 略 2 略 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。 い。 一・二 略 三 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域 四〇六 略 四〇七 略</p>

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）</p> <p>第七条 建築基準法第二十三条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。</p>	<p>（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）</p> <p>第七条 建築基準法第二十三条第三十三号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。</p>

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一百六条 促進地区内防災街区整備地区計画に定められた特定地区 防災施設である道が、建築基準法第六十八条の七第一項に規定する 予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当す る促進地区内防災街区整備地区計画の区域内にある建築物（その敷 地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路があ るものに限る。）で、当該促進地区内防災街区整備地区計画の内容 に適合し、かつ、特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特 定行政庁をいう。）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな いと認めて許可したものについては、当該予定道路を同法第四十二 条第一項に規定する道路とみなして、同法第四十三条第一項の規定 を適用する。</p> <p>一・二 略</p>	<p>第一百六条 促進地区内防災街区整備地区計画に定められた特定地区 防災施設である道が、建築基準法第六十八条の七第一項に規定する 予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当す る促進地区内防災街区整備地区計画の区域内にある建築物（その敷 地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路があ るものに限る。）で、当該促進地区内防災街区整備地区計画の内容 に適合し、かつ、特定行政庁（同法第二条第三十三号に規定する特 定行政庁をいう。）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな いと認めて許可したものについては、当該予定道路を同法第四十二 条第一項に規定する道路とみなして、同法第四十三条第一項の規定 を適用する。</p> <p>一・二 略</p>

改正案	現行
<p>（市町村都市再生整備協議会）</p> <p>第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号）第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人</p> <p>七 略</p> <p>25 略</p>	<p>（市町村都市再生整備協議会）</p> <p>第四十六条の二 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下この章において「市町村協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 略</p> <p>25 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義等)</p> <p>第七条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）<u>第二条第二号に規定する国立公園を、</u>「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。</p> <p>6・7 略</p> <p>(届出及び勧告等)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>一～九 略</p> <p>十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第<u>二項第三号に規定する地区整備計画をいう。</u>第七十六条第一項において同じ。）<u>、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をい</u></p>	<p>(定義等)</p> <p>第七条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）<u>第二条第二号に規定する国立公園を、</u>「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。</p> <p>6・7 略</p> <p>(届出及び勧告等)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>一～九 略</p> <p>十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第<u>二項第三号に規定する地区整備計画をいう。</u>以下同じ。）<u>、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。</u>以下同じ。）<u>、防</u></p>

う。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第 号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 略

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合する

防災街区整備地区整備計画（同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 略

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととす

2
6
略
ものとしなければならないこととすることができる。

2
6
略
ることができる。